

生活福祉資金貸付条件等一覧 (平成28年2月改正)

資金の種類	資金用途	貸付条件					
		貸付限度額	資金交付	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
1 総合支援資金 (注) 収入の減少や失業者等により生活に困窮し、日常生活の維持に困っている低所得世帯を対象に、就労活動中の生活費や住居の転居等の費用等をお貸しする資金です。							
生活支援費	生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費用	2人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	原則3ヶ月 延長は3ヶ月ごとの最長12ヶ月以内まで	最終貸付した月の翌月から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てられない場合 年1.5%	原則、必要
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	一括	貸付のした月の翌月から6ヶ月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	一括	生活支援費との重複貸付の場合は、生活支援費最終貸付月の翌月から6ヶ月以内			
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は介護等を要する高齢者がいる世帯を対象に、日常生活を送る上で、また自立生活に資するために、一時的に必要な費用をお貸しする資金です。							
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子 連帯保証人を立てられない場合 年1.5%	原則、必要
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が ・6ヶ月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年程度 580万円以内	分割(6ヶ月毎)	最終貸付した月の翌月から6ヶ月以内	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内			10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養等の期間が1年を超えないとき 170万円以内 1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円以内	一括 もしくは 分割(6ヶ月毎)	一括交付の場合 貸付の月の翌月から6ヶ月以内	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき 170万円以内 1年を超え1年6ヶ月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230万円以内		分割交付の場合 最終貸付した月の翌月から6ヶ月以内	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	一括	貸付の月の翌月から6ヶ月以内	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内			3年以内		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内		
緊急小口資金 (注)	一定の要件により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内			一括	貸付の月の翌月から2ヶ月以内	12ヶ月以内
3 教育支援資金 低所得世帯を対象に、高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程、大学の就学や入学に際し必要な経費をお貸しする資金です。							
教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学に就学するのに必要な経費	(高校) 月額3.5万円以内 (高専) 月額6.0万円以内 (短大) 月額6.0万円以内 (大学) 月額6.5万円以内 特別の場合は上記額の1.5倍以内	分割(6ヶ月毎)	卒業月の翌月から6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則、不要 ただし、就学する者が「借受人」に生計中心者が「連帯借受人」になること
就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校専門課程又は大学への入学に際し必要な経費	50万円以内	一括				
4 不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯又は福祉事務所が認めた要保護の高齢者世帯を対象に、今住んでいる住居に将来にわたり住み続けるために、その居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金です。							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費	貸付限度額は土地の評価額の7割程度 月額は30万円以内	借受人の死亡時又は貸付限度額に達するまで分割(6ヶ月毎)	契約の終了月の翌月から3ヶ月以内	据置期間終了時まで一括償還	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の中から1名
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯を対象に、自己所有の居住用不動産を担保として、将来にわたり住み続けるための生活費	貸付限度額は土地と建物の評価額の7割程度(集合住宅は5割) 月額は福祉事務所が設定する額	借受人の死亡時又は貸付限度額に達するまで分割(毎月)				不要

(注)「総合支援資金」と「緊急小口資金」の貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けるとともに、

社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※上記の他にも様々な要件がありますので、ご相談は最寄りの市区町村社会福祉協議会へお願いします。